

北海道障害福祉サービス事業所等サポート事業委託業務 企画提案指示書

1 事業の概要

(1) 業務名

北海道障害福祉サービス事業所等サポート事業委託業務

(2) 業務の目的

北海道障害福祉サービス事業所等サポートセンターを設置し、障がい福祉の仕事に関する魅力発信を行うとともに、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、障害児通所支援事業所及び障害児入所施設（以下「障害福祉障害福祉サービス事業所等」と言う。）に対して組織経営や人材マネジメント、労働環境の改善などに関する相談支援等を実施し、障がい者（児）支援に携わる人材の確保及び定着を推進する。

2 委託業務の内容等

(1) 支援対象地域

北海道内の各市町村（政令市・中核市を除く）

(2) 支援対象事業者

ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年 11 月 7 日号外法律第 123 号）に規定する障害福祉サービス事業又は障害者支援施設、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う事業者（基準該当事業所を含む）

イ 児童福祉法（昭和 22 年 12 月 12 日法律第 164 号）に規定する障害児通所支援事業、障害児入所施設又は第障害児相談支援事業を行う事業者（基準該当事業所を含む）

(3) 事業の内容

ア 障害福祉サービス事業所等に対する相談支援等の業務

イ 障がい福祉人材の確保に関する業務

ウ 道から要請のあった調査・周知への協力

エ その他ア～ウに付随する各種事務や連絡調整業務、成果・実績のとりまとめ等

(3) 実施上の留意事項

本事業の詳細は、別紙 1「北海道障害福祉サービス事業所等サポート事業委託業務実施要領」に定める。

3 発注者

北海道

4 契約期間

委託契約の日から令和 7 年（2025 年）3 月 3 1 日まで

5 積算上限額（消費税及び地方消費税を含む）

委託料 21,296 千円

6 参加者の資格要件

(1) 複数企業等（法人及び法人以外の団体を含む。）による連合体（以下「コンソーシアム」という。）又は単体企業等とする。

(2) コンソーシアムの構成員及び単体企業等は、次のいずれにも該当すること。

① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者でないこと。

② 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

③ 競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成 4 年 9 月 11 日付け局総第 461 号）第 2

- 第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名の停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。
- ④ 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団関係事業者であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- ⑤ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
- ア 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ）
- イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納付義務がある場合を除く）
- ウ 消費税及び地方消費税
- ⑥ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと。（当該届出の義務がない場合を除く）
- ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
- イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
- ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- ⑦ コンソーシアムの構成員が単体企業又は他のコンソーシアムの構成員として参加する者でないこと。

7 審査基準

参加表明を行った事業者から提出された企画提案を審査会で判断する企画競争を実施し、最良と思われる企画提案を行った事業者と、見積書の条件が合致した場合に業務を委託する。

(1) 業務処理体制

- ・事業の企画、実施、会計処理等を行う事務局体制が確立されているか。
- ・想定する事業予算やスケジュールが適切であるか。
- ・相談支援に必要な専門家（社会保険労務士等）の確保が可能か。
- ・障害福祉サービス等の報酬体系等に関する知識を有する職員の確保が可能か。

(2) 相談支援業務

- ・電話相談だけでなく、各振興局管内への訪問による相談支援が可能か。
- ・単に加算の取得を促すのではなく、持続可能な事業運営と職員の処遇改善の両立を支援するために必要な助言等を行えるか。
- ・相談記録を適切に記録・管理・集計することが可能か。
- ・令和6年度障害福祉サービス等報酬改定を踏まえた、労務管理に関するセミナーを複数回開催することが可能か。

(3) 人材確保対策

- ・障がい福祉の仕事知らない道民に対する認知度の向上に寄与する取組となっているか。
- ・PRイベント等のターゲット層や取組内容が、法人で培ったノウハウや、現状分析等の根拠に基づいているか。
- ・主要都市だけでなく、郡部等の地方の人材確保にも考慮した取組であるか。
- ・一過性ではなく、将来にわたる障がい福祉人材の確保に繋がる工夫があるか。

8 応募手続き

事業の委託にあたり、企画提案参加希望者から事前に参加表明書を徴収して資格の有無を審査し、資格を有する申請者に企画提案を要請する。

(1) 担当部局（提出・問合せ先）

北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課事業指導係
所在地 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号（代表）011-231-4111 内線25-220
（直通）011-204-5075
FAX番号 011-232-4068

(2) 参加表明書の提出期限、提出場所及び方法

- ① 提出部数 1部
② 提出場所 (1)に同じ

- ③ 提出期限 令和6年(2024年)2月27日(火) 午後5時まで
 - ④ 提出方法 持参又は郵送(書留郵便)による
- (3) 参加表明書の作成上の留意事項
- ・参加表明書及び添付する関係書類は、別紙の様式に基づき作成すること。
 - ・様式の企画はA4版縦とすること。
 - ・記載スペースが足りない場合は、任意様式により提出すること。
- (4) 企画提案書(別紙様式)の提出期限、提出場所及び方法
- ① 提出部数 6部(社名、団体名等は1部のみ記載し、残り5部には記載しないこと)
 - ② 提出場所 (1)に同じ
 - ③ 提出期限 令和6年(2024年)3月18日(月) 午後5時まで
 - ④ 提出方法 持参又は郵送(書留郵便)による

9 企画提案書に関するヒアリング

- (1) 企画提案書を提出した者に対して、プロポーザル審査会においてヒアリングを実施する。(ヒアリング日時、場所は別途通知する。)
- (2) 企画提案書提出者の数が5を超える場合には、委員による書類選考を行う場合がある。
- (3) ヒアリングに参加しなかった参加者はプロポーザルを無効とする。

10 見積書の提出

採用された企画提案者には、改めて当該業務の見積書の提出を依頼する。

11 その他

- (1) 参加表明書及び企画提案書の作成及び提出に要する経費は、参加事業者の負担とする。
- (2) 企画提案の採否については、文書で通知する。
- (3) 参加表明書の提出があっても、企画提案書を期日までに提出しない場合は、企画提案の参加の意思がないものとみなす。
事前に不参加を決定した場合は、3月15日(金)午後5時までに上記8(1)の担当部局へ連絡すること。
- (4) 無効となる提出書類
企画提案書及び添付資料が次の事項の一つに該当する場合には無効となることがある。
 - ・提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。
 - ・指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
 - ・記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - ・虚偽の内容が記載されているもの。
- (5) 提出された参加表明書及び企画提案書は返却しない。
- (6) 企画提案の作成のため、北海道から受領した資料は、北海道の了承なく公表・使用することはできない。
- (7) 受託者は、受託業務の処理に伴い、著作権その他の権利が生じた時は、それらの権利を北海道に移転しなければならない。
- (8) 受託者は、受託業務の処理に伴い、収集した個人情報、全て北海道に移転しなければならない。
- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (10) 契約書作成の要否
要
- (11) 関連情報を収集するための窓口
上記8(1)に同じ
- (12) 審査結果及び特定者名
公表する。